

湯河原町告示第24号

機構改革に伴う関係要綱の整備に関する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

湯河原町長 内 藤 喜 文

機構改革に伴う関係要綱の整備に関する告示

(湯河原町測量標管理要綱の一部改正)

第1条 湯河原町測量標管理要綱(平成20年湯河原町告示第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「土木課」を「まちづくり課」に改める。

第11条中「土木課長」を「まちづくり課長」に改める。

様式第8号中「土木課」を「まちづくり課」に改める。

(湯河原町小児医療費助成事業実施要綱の一部改正)

第2条 湯河原町小児医療費助成事業実施要綱(平成27年湯河原町告示第64号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「こども支援課」を「健康こどもみらい課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。